



平成27年10月27日
第五管区海上保安本部

海上保安庁と日本赤十字社の業務協定 に基づく、初の救護員輸送訓練について

平成27年3月、海上保安庁と日本赤十字社は、南海トラフ地震・津波災害等の大規模災害に備えて、「海上保安庁と日本赤十字社との業務協力に関する協定」を締結しました。

今回の輸送訓練は、高知市内で開催される「平成27年度日本赤十字社中国・四国各県支部合同災害救護訓練」に併せ、同協定に基づき、第五管区海上保安本部長指揮のもと、第八管区海上保安本部美保航空基地所属の航空機に日本赤十字社救護員16名を同乗させ、米子空港から高知空港までの緊急輸送訓練等を行います。

同協定に基づき航空機を活用した救護員の広域的な緊急輸送訓練は、全国初となります。

日時 平成27年11月7日（土）午前9時から午前11時まで

区間 米子空港（鳥取県境港市）から高知空港（高知県南国市）

航空機 第八管区海上保安本部 美保航空基地

中型飛行機ボンバル300 MA728 みほわし2号

同乗者 日本赤十字社救護員計16名（鳥取県支部10名、島根県支部6名）

訓練想定 南海トラフ地震により高知県内で甚大な被害が発生、日本赤十字社高知支部は「災害救護対策本部」を設置し、同本部から中国各県支部に救護員等派遣要請があり、これを受け海上保安庁は、業務協定に基づき航空機による救護員の空輸支援を行います。

その他 本訓練において、海上保安庁航空機と同対策本部との防災相互通信波（無線通信）を用いた「緊急通信訓練」も併せて行います。

